

解禁日： 有（令和 年 月 日） ・ 無

令和 7 年 9 月 24 日

報道関係者 様

守口市報道提供資料

特別児童扶養手当有期認定通知書の誤送付について

1. 概要と事実経過

令和 7 年 9 月 18 日（木）、市民（以下「A氏」という。）から電話があり、市から届いた封筒に市内在住の別の方（以下「B氏」という。）の「特別児童扶養手当有期認定通知書」が封入されているとのご連絡がありました。

子育て支援政策課の窓口業務委託事業者（（パーソルビジネスプロセスデザイン株式会社）以下「委託事業者」という。）に確認したところ、9 月 11 日（木）に発送した A 氏宛ての封筒に B 氏の「特別児童扶養手当有期認定通知書」が誤って封入されていたことが判明しました。

2. 個人情報の内容

B 氏の住所、B 氏の氏名、診断書再提出対象児童の氏名（2 名）、受給者記号・番号

3. 判明後の対応

個人情報の漏えいが判明した 9 月 18 日（木）に A 氏の自宅を訪問し、誤送付した「特別児童扶養手当有期認定通知書」を回収するとともに、事情を説明した上で謝罪をしたところご了承をいただきました。

同日、B 氏の自宅を訪問し、漏えいした個人情報の内容を含め、事情を説明した上で謝罪したところご了承をいただきました。

4. 発生原因

委託事業者において、文書を送付する際には、誤送付がないようダブルチェックを行うルールとなっており、今回もダブルチェックの手順を踏んで発送しましたが、結果としてチェック作業が形骸化し、十分なチェックを行うことができていなかったことが原因です。

5. 再発防止について

従前から委託事業者に対し、文書を送付する際には氏名、住所、内容物、書類数をダブルチェックするよう指導していましたが、誤送付防止に対する認識が欠如し、チェック体制が形骸化していたと考えられます。このことから、市として当該事業者に対し、今一度、誤送付がないようダブルチェックの周知徹底や誤送付防止に対する意識向上を図るなど、管理体制の強化を指導し、再発防止に取り組んでまいります。

問合せ：守口市役所こども部子育て支援政策課

電話 06-6992-1665（直通）